◎新潟県告示第569号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第１項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年４月１日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　施行者の名称

佐渡市

２　都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類　真野都市計画下水道事業

(2) 名称　佐渡市公共下水道（国府川処理区）

３　事業施行期間

平成２年８月24日から平成31年３月31日まで

４　事業地

(1) 収用の部分

平成２年新潟県告示第2323号、平成４年新潟県告示第903号、平成７年新潟県告示第999号、平成９年新潟県告示第1754号、平成13年新潟県告示第1202号、平成14年新潟県告示第646号、平成19年新潟県告示第711号、平成23年新潟県告示第456号の事業地に新潟県佐渡市新穂皆川、目黒町字西沖、畑野字畑沖、四日町字千束町、長石字高立並びに八幡字辰巳を加える。

(2) 使用の部分

平成２年新潟県告示第2323号、平成４年新潟県告示第903号、平成７年新潟県告示第999号、平成９年新潟県告示第1754号、平成13年新潟県告示第1202号、平成14年新潟県告示第646号、平成19年新潟県告示第711号、平成23年新潟県告示第456号の事業地に新潟県佐渡市新穂皆川から目黒町字西沖までの区間内、畑野字畑沖から八幡字辰巳までの区間内、真野新町字青塚から四日町字東方までの区間内を加え、平成13年新潟県告示第1202号の事業地のうち新潟県佐渡市寺田字寺田沖地内において事業地を変更とする。